

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■ 京都総評

中小企業支援で最賃引き上げを

池田和弘

1 京都府の現状

京都府は、北西から南東方向に長さ約 140km の細長い形状で、面積は、4612.19km²。15 市 10 町 1 村あり、260 万 4935 人（2017 年 1 月 1 日現在）が暮らしている。

市町村経済計算によると、2013 年の京都府内の総生産は 8 兆 5522 億 77 百万円、そのうち、京都市域が 7 割以上を占めており、経済的には、京都市域とその他の地域の格差が大きいことも特徴の一つである。

京都経済を担っているのは、事業所数の 98.6 % を占める、従業員 50 人未満の中小企業であり、そこに約 7 割の労働者が働いている。

国勢調査の産業別従事者数から見ると、1990 年は、①製造業 25.8 %、②卸売・小売業 24.6 %、③サービス業 23.9 % の順となっていたが、2010 年の調査は、①サービス業 35.7 %、②卸売・小売業 17.1 %、③製造業 15.9 % と変化しており、従事者数でみると、モノづくり産業（製造業）が比率を大きく下げ一方、医療・福祉を含むサービス業が、従事者数の 3 分の 1 を超え、また、小・零細商店の廃業が続く卸売・小売業も大きく従事者数を減少させているなど、産業構造の変化が見て取れる。

このように、産業構造が変化してくる中で、非正規雇用労働者が増大し、京都の非正規率は

43.9 %（2014 年経済センサス）となっている。

非正規率が高い順にみていくと、①宿泊・飲食サービス業 77.8 %、②生活関連サービス・娯楽業 56.3 %、③卸売・小売業 53.8 % となっており、広義のサービス業全体では 52.6 % におよんでいる。しかも、非正規率が高い産業ほど、平均賃金との乖離が大きいのも特徴である。乖離が大きい順に、①宿泊・飲食サービス業 41.5 % ②生活関連サービス・娯楽業 59.2 %、③職業紹介・派遣業 67.2 % となっており、非正規雇用の増大が、労働者全体の賃金の下降圧力として働いていることが明らかになってきた。

また、いくつかの経済指標で、2007 年と 2012 年を比較してみると、京都府・市とも総生産（名目・実質）、総所得で全国平均を上回り、特に実質府内（市内）総生産では、府・市ともに 2007 年を上回っている。しかし一方、雇用者報酬では府・市ともに全国平均を大きく下回り、家計側の可処分所得も全国平均に比べて悪化し、地域の需要に支えられた業績とはなっていない。その結果、京都府の経済状況は、外的要因に左右されやすくなっている。

このような中で、労働者の大幅な賃上げと労働条件の改善を勝ち取るためには、外的要因を最小限度に抑え、地域内での自律的な生産活動に支えられた、循環型の経済構造に変える必要があり、そのためには、非正規雇用労働者の組

織化、最低賃金の大幅な引き上げ、中小企業振興をセットで運動を進めていくことが求められている。

2 「地域再生のための提案」を活用しての対話活動

上記のような問題意識から、京都総評では、従来から、「フトコロあたたため、地域を元気に～京都総評 地域再生のための提案～」を活用して、中小企業団体との懇談を定期的に取り組んできた。2016年の6月には、「京都総評 地域再生のための提案」を、最近の情勢を反映させたものに改訂した。その主な提案内容は、以下の通りである。

①時間額 1500 円をめざし、今すぐ 1000 円の実現が必要。最低賃金を引き上げて地域経済の好循環を創り出すとともに、引き上げのための環境整備を行うため、「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」について、京都を含むすべての都道府県で活用できるようにするとともに、制度の抜本改善を国に求める。

②京都府・公契約大綱、京都市・公契約基本条例には、いずれも賃金の下限を定める条項がなく、実効性に乏しい。条例に賃金の下限額を明記することにより、発注者たる自治体等は適正な賃金を保証した上で、受注事業者に対して適正な利潤を保障し得る価格保障が必要。

③京都で正規求人を増やしていくことが重要。京都府内大企業に積極的に正規採用を求めていることと合わせ、下請け等関連企業への取引環境の改善を求めることによって、当該企業での正規求人増加を促していくことが重要。また、府内、市内の中小企業の多くが、必要とする人材を確保しきれていない問題の解消も重要で、

行政と大学・高校等の教育機関、関係する経済団体、当該企業の連携協力を強め、正規雇用を増やしていくことを求める。

④地域を支える中小企業を京都経済の主役に据えるため、中小企業憲章の精神を京都市的に発展させ、仕事起こしを始め、生産者から消費者に至る、流通経路までを見据えたコーディネートを含め、自治体、事業者、住民の取り組み、大企業・大型店が地域に対して負うべき責任と地域に対する貢献、地元中小企業との共存についての方向性を明記した中小企業振興条例を制定し、それに基づいた一貫性のある対策を講じることを自治体に求める。

⑤上記以外に、地元中小企業の募集採用活動の支援のための連携強化、自治体独自の支援制度の創設、ブラック企業・ブラックバイト対策の強化、住宅改修助成制度の創設、保育料や介護保険料に跳ね返らない形での運営費補助の増額や、保育士、介護士の処遇改善の抜本強化、エネルギーや地元産品の地産地消の推進、長期にわたる人づくりと、地域での人材確保育成の強化などを提言している。

この提言をもって、6月には、経済同友会、中小企業家同友会、中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都商工会議所を訪問し、懇談を行った。また、京建労は独自に建設業協会との懇談を行った。その中で、労働者の賃上げは、地域経済の活性化にとっても必要となっていること、最低賃金の引き上げには中小企業支援策の強化が不可欠であることなどが共通の認識として語られた。

さらに、11月28日から12月6日にかけて府内の商工会・商工会議所の訪問キャラバンに取り組んだ。訪問できた商工会・商工会議所は、北から、京丹後市商工会、伊根町商工会、

宮津商工会議所、福知山市商工会議所、綾部商工会議所、舞鶴商工会議所、南丹商工会、京丹波町商工会、亀岡商工会議所、向日市商工会、長岡京市商工会、大山崎町商工会、宇治商工会議所、城陽商工会議所、京田辺商工会、八幡市商工会、久御山町商工会、和束町商工会、井手町商工会、宇治田原町商工会の20カ所におよんだ。

懇談内容の特徴は、第1は、地域経済が疲弊している実態がリアルに明らかになったことである。全体として会員が減少しており、その中心が建設業であること。ものづくりの拠点もすでに疲弊しており、商店街の業者などでは、世代継承が困難で廃業が多いこと。

第2は、最賃引き上げは、労働者・家族の暮らしはもとより、地域の産業と人を持続可能にしていこううえでも、待ったなしの課題であり、中小支援策での国などの役割発揮が急務になっていることなどについても懇談ができた。

第3は、地域にお金を循環させることは、工業団地の企業任せ、大型店まかせではできないということも、共通の実感となった。

第4は、非正規・間接雇用でなく、地域に育つ人を地域で良質な雇用に就き、お金だけでなく、人も循環していく地域をつくる課題が重要であること。その関係で、奨学金問題も話題になった。

第5に、各自治体、京都府政が果たさなければならない役割も浮き彫りになった。関係者からも、「住宅改修助成制度が地域経済の活況を開いている」「まともな公契約の在り方が地域の産業も雇用も人材も育てる」などの声が出された。合わせて、安倍政権「観光立国」に呼応した京都府のキャンペーン「もう一つの京都」などは、一時的な経済対策で、持続可能な地域

をつくる施策となっていないことも明らかになった。

3 共同を広げ要求実現へ

これらの対話・懇談活動は、地方最賃審議会の中でも、大きな成果を生み出した。2016年の京都府の地域最賃について、経営者側は、「意義はわかるが高すぎる」と時間額24円の引き上げに抵抗したため、意見で全会一致とはならなかった。しかし、中小企業支援策については、業務改善助成金を「全国で活用でき」「賃上げを実施した企業であまねく活用できるよう」改善が求められ、「直接的で、効果的な、そして中小企業・小規模事業者が利用しやすい助成金制度の新設」の要望が、事実上の全会一致で答申に盛り込まれた。

4 17春闘の課題

最低賃金を引き上げる取り組みは、中小企業団体とも合意が広がり、前進しつつある。引き続き、運動の前進をめざすとともに、地域経済にとって、もう一つの重要課題、公契約条例の制定・改善の課題が急浮上している。京都府は、公契約大綱に賃金条項を入れ条例化することに一貫して背を向けている。しかも、公共工事設計労務単価と、現場労働者が受け取る賃金の乖離についても調査すらしようとしていない。2月27日には、それに抗議して、京建労のみなさんが、府庁前での座り込みと要請行動も行われている。また、業務の委託先が変更されると、そこで働いていた労働者の雇用が失われる事態も発生している。

来年の京都府知事選挙も念頭に、17春闘期に京都府への要求運動を強めていきたい。

(いけだ かずひろ・京都総評事務局長)